

第 部 総論

- 第 1 章 高松市の概要 -

第 1 節 自然的条件

1 位置および面積

本市は四国の北東部，香川県のほぼ中央部に位置します。北部は国立公園の瀬戸内海に面し，女木島，男木島等の島が点在しています。中央部は讃岐平野と丘陵地が広がり，数多くのため池が点在し，田園景観を形づくっています。南部は讃岐山脈で最も高い竜王山や大滝山が連なっており，豊かな自然に恵まれ多種多様な動植物の生息地となっています。

本市は，平成17年9月26日に塩江町と，18年1月10日には，牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣5町と合併しました。

位置と面積	東経 134°02 ，北緯 34°20 ，面積 375.11平方キロメートル
広 ば う	東西 23.6キロメートル ，南北 35.9キロメートル

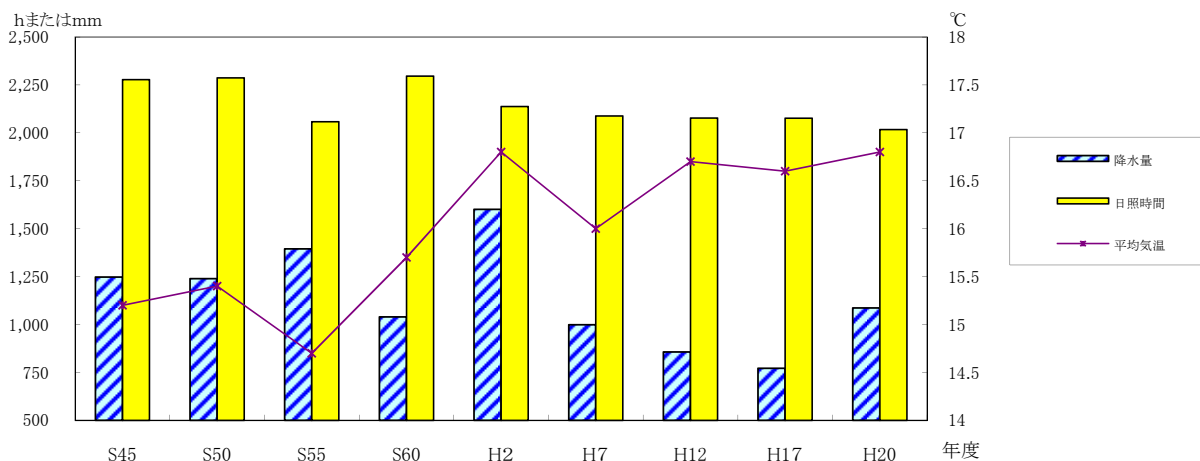
(平成19年8月10日現在)

2 気象

本市は瀬戸内海気候区に属し，比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく，日照時間が長い気候特性があります。

また，瀬戸内海に面していることから，晴れた穏やかな日には海陸風が発達するなどの局地循環もよくみられます。

気 象 概 況



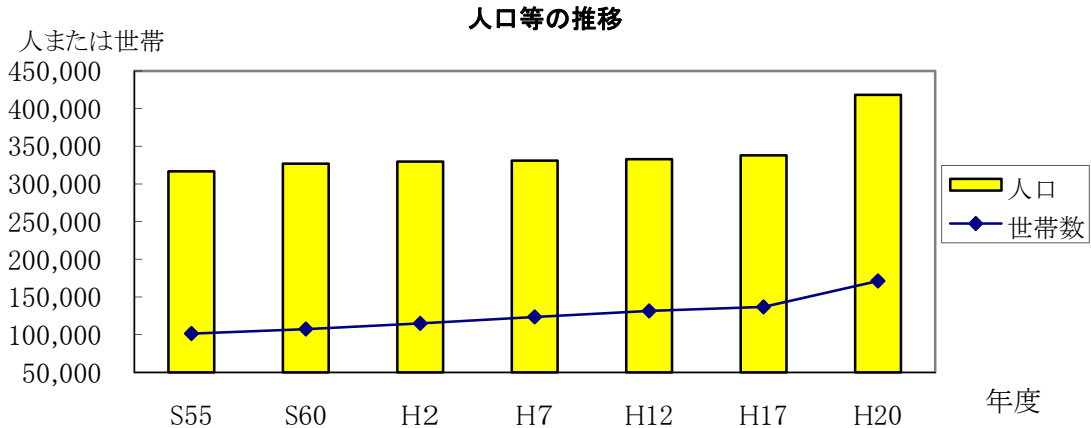
年度	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H20
降水量(mm)	1,248	1,240	1,395	1,040	1,601	999	857	772	1,087
日照時間(h)	2,278	2,287	2,058	2,296	2,137	2,088	2,077	2,076	2,017
平均気温()	15.2	15.4	14.7	15.7	16.8	16.0	16.7	16.6	16.8

(資料：高松地方気象台ホームページ)

第2節 社会的条件

1 人口等

本市の人口および世帯数は、近年ほぼ横ばいの状態にありましたが、平成17年9月26日に塩江町と、18年1月10日には牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣5町との合併により、大幅に増加しています。



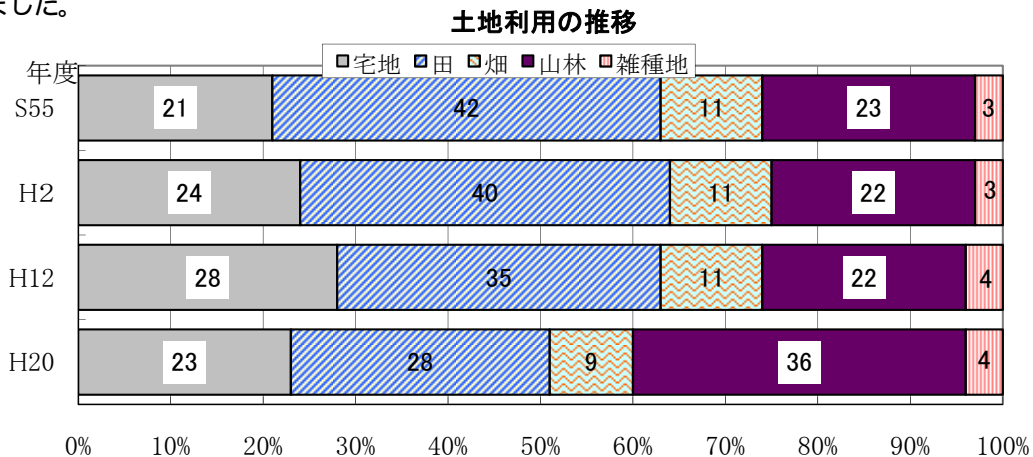
区分 \ 年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H20
人口	316,661	326,999	329,684	331,004	332,865	337,902	418,315
世帯数	101,378	107,356	114,809	123,457	131,370	137,944	171,188
1世帯あたり人口	3.12	3.05	2.87	2.68	2.53	2.45	2.44

各年10月1日現在の国勢調査による。ただし、平成20年度は10月1日推計人口による。

2 土地利用等

(1) 土地利用の推移(固定資産税課税分の高松市内における土地の地目の割合)

宅地、田・畑・山林などの地目別土地利用面積の推移をみると、宅地が徐々に増加し、田や山林は、農地の宅地造成、林地開発などにより減少していましたが、近隣町との合併により、山林が大幅に増加しました。



固定資産評価面積による。

(2) **都市計画区域指定面積** 239.81km² (平成21年3月31日現在)

平成12年5月に都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)が大幅に改正され、線引き制度が原則として都道府県の選択制になるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となりました。

これを受け、香川県の「香川県都市計画基本構想検討委員会」から、14年5月「都市計画区域を再編し、新しい土地利用コントロール制度の導入を前提として線引き廃止」との結論が出ました。

本市では、14年8月に庁内に「高松市都市計画検討委員会」を設置し、県が策定する都市計画区域マスタープランと連携を図りながら、新たな土地利用コントロール制度について、都市計画決定等の手続きを行い、16年5月17日に施行しました。都市計画の見直しの概要は、次のとおりです。

ア 都市計画区域の再編および拡大

従来の香川中央都市計画区域を高松市とその周辺町の1市6町で構成する高松広域都市計画区域に再編するとともに、都市計画区域外であった山田地区のうち都市的な土地利用が進んでいる「由良町、川島本町、川島東町、小村町、亀田南町、十川西町、十川東町」の7町を新たに都市計画区域に指定しました。

イ 線引きの廃止

市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)を廃止し、新たな土地利用コントロール制度を導入しました。

ウ 用途白地地域(用途地域の指定のない区域)における土地利用コントロール制度の導入

- (ア) 用途白地地域について、新たに創設された特定用途制限地域を全域に指定しました。
- (イ) 周辺の自然環境との調和や地域の状況を踏まえ、適切な建ぺい率、容積率等を指定しました。
- (ウ) 良好な住環境の形成・保全を誘導していくため、開発許可制度を見直し、開発許可対象面積の適正化や開発許可を受ける場合の最低敷地規模面積を定めました。

エ 用途地域

線引きの廃止に伴う土地利用コントロール方策として、既に市街化している区域や今後、市街化が見込まれる林地区、田村・太田地区、川島地区について、新たに用途地域(333.2ha)を指定しました。

(3) **用途地域指定面積** 約6,415ha

平成18年3月31日に、同年1月10日に合併した牟礼町、香川町および国分寺町の一部の用途地域において、建ぺい率を改めて定め、高松市の用途地域とする変更を行いました。

(平成21年3月31日現在:ha)

第1種低層住居専用	第2種低層住居専用	第1種中高層住居専用	第2種中高層住居専用	第1種住居地域	第2種住居地域
887.0	149.3	941.1	439.7	1,288.2	437.7
準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用
94.4	431.7	265.3	1,133.7	191.3	155.8

3 産業の概況

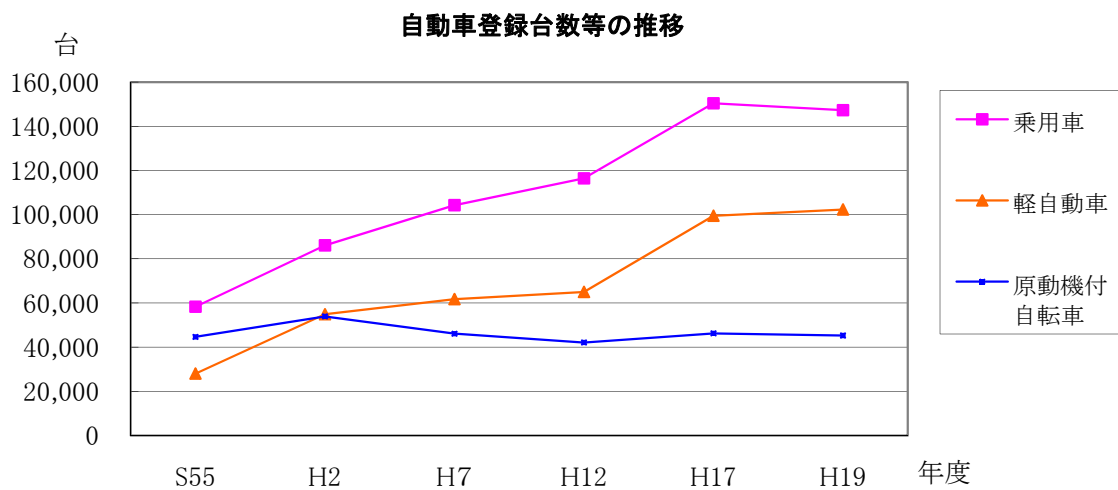
本市の産業は、前の土地利用状況を示すグラフで田畑が減少しているのと同様に、第1次産業の割合が極端に少なくなっている反面、第3次産業の割合が全体の約8割を占めるほど高くなっています。

総数		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
23,311	220,925	67	523	3,708	38,404	19,536	181,998

(平成18年事業所・企業統計調査)

4 交通

自動車登録台数等は微増傾向にあり、乗用車は1世帯に1台、市民の3人に1人は所有していることになります。



(単位：台)

区分 \ 年度	S55	H2	H7	H12	H17	H19
乗用車	58,335	86,112	104,291	116,428	150,425	147,299
軽自動車	28,045	54,906	61,767	65,023	99,485	106,148
原動機付自転車	44,688	53,935	46,119	42,113	46,252	44,418

(高松市統計年報より)

- 第2章 環境のあらまし -

第1節 環境の概況

1 生活環境

(1) 水質

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項に基づき、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、公共用水域と地下水について一律に定められています。また、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、指定された水域類型ごとに定められています。

ア 海域

本市が測定を行っている5地点では、年平均値で化学的酸素要求量（COD）は環境基準を下回っています。

イ 河川

市内では12の水域で類型が指定されており、各水域の測定地点で水質調査を行っています。健康項目については6地点で調査した結果、全地点で環境基準を達成しました。しかし、生活環境項目については、生物化学的酸素要求量（BOD）に係る環境基準を達成したのは12地点中6地点でした。

ウ 地下水

市内13地点で概況調査を実施した結果、1地点で環境基準値の超過が発見されました。また、過去の概況調査で汚染が発見された地点については、汚染の範囲を把握し（汚染井戸周辺地区調査）、継続監視調査を行っています。

(2) 大気

本市は、四国の支店経済都市として発展したことから、大型工場の立地が少なく、中小の工場・事業場から排出されるばい煙および粉じんと自動車排出ガスが大気汚染の主要な発生源となっています。これらの発生源に対し、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）、香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年3月20日条例第1号）および高松市公害防止条例（昭和47年4月5日条例第23号）等で規制を行っています。

本市では、大気の大気汚染状況を市内8地点に設置する大気汚染常時監視測定局で監視しており、平成20年度における大気の大気汚染状況は、環境基準が定められた5物質中、二酸化イおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素および一酸化炭素について、測定しているすべての測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては測定している4測定局すべてで、環境基準を達成しませんでした。

なお、光化学オキシダントが健康被害発生の可能性がある濃度まで上昇する緊急時発令はありませんでした。

また、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのあるとされる有害大気汚染物質の測定を木太コミュニティセンターと栗林公園前測定局で実施し、すべての測定地点において環境基準を達成しました。

ダイオキシン類（コプラナPCBを含む）についても、木太コミュニティセンター（一般地域）、栗林公園前測定局（道路沿道地域）、施設管理センター（福岡町；発生源周辺地域）でモニタリング調査を実施しすべての地点において環境基準を達成しました。

(3) 土壌

土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム等 27 項目について定められています。

平成 15 年 2 月 15 日から土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）が施行され、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを定めています。21 年 3 月 31 日現在、高松市域において指定区域の指定はありません。

また、20 年 10 月 1 日から施行された香川県生活環境の保全に関する条例では、ガソリンを貯蔵する地下タンクおよび鉛弾を使用する射撃場を土壌汚染関係施設とし、設置の届け出や廃止時の土壌汚染調査を義務付けています。

なお、農用地の土壌汚染対策としては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）に基づく特定有害物質として、現在、カドミウム、銅および砒素が指定されています。

(4) 地盤

本市における地盤沈下の現状は、環境省が「全国の地盤沈下地域の概況」として公表しており、この結果によると高松周辺地域は地盤沈下地域に指定されています。

本市公害防止条例および香川県生活環境の保全に関する条例では、地下水採取用揚水機のうち、吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計）が 19cm² を超えるものに対し、地盤沈下に係る施設として設置者への届け出を義務付けています。

(5) 騒音

騒音は、人に不快感を抱かせる好ましくない音として、日常生活に影響を与える身近な問題となっています。

工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音について、騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）および高松市公害防止条例に基づき規制・指導を行っています。

騒音に係る苦情申立ては従来の工場、事業場からの騒音によるものに加えて、近隣騒音と呼ばれる家庭生活などに起因する苦情も増加しています。

また、環境基準の達成状況は、一般地域において 75%、道路に面する地域において 99.8%達成しました。

(6) 振動

振動は、心理的な影響だけでなく物理的影響を与えるなど、紛争の生じやすい公害です。

振動に関する相談は、設備機器が原因となるものが少なくなり、建設工事が原因となるものが主流を占めていますが、全体的には減少傾向にあります。

また、市内の幹線道路 12 箇所道路交通振動調査を実施し、いずれの地点も「道路交通振動の限度」以下でした。

(7) 悪臭

悪臭は、騒音・振動とともに人に不快感を与える感覚公害の代表的なものです。

この対策として、悪臭発生源への立入調査等を実施し、良好な生活環境の保全に支障を生じる恐れがある場合には、事業者に対して悪臭防止対策を指導しています。

2 自然環境

高松市は、平成17年度に塩江町、香川町、香南町、国分寺町、牟礼町、庵治町との合併により、面積が拡大し、それに伴い自然環境も多様になりました。特に、合併した 6 町 には山地が多いために、

それまでの高松市に比べ新たに森林環境が増えました。なかでも、讃岐山脈の大滝山に自生するブナ林は、県内唯一の貴重な自然環境でもあります。

もともと高松市は、高松平野と点在する里山、さらに穏やかな瀬戸内海に面しているために、長い歴史のなかで早くから開発されて農業、漁業、塩業、商業などの文化が開けました。特に第二次大戦後には構造的な高度経済成長期を迎えて、里山の自然、水田やため池などの水辺環境、海岸地形などが大きく変わりました。そして、そこに生育・生息していた動植物は大きな影響を受けてきました。

かつては標高の高い讃岐山脈の上部はブナ、ケヤキなどの落葉広葉樹林で覆われていましたが、その多くはスギ、ヒノキの植林に変わりました。しかし、そこには今も低山や平地で見られないような貴重な動植物が残されています。

また、低山帯や平地に点在する里山は、1970年代より猛威をふるった松くい虫被害により多くのアカマツが枯死したものの広葉樹の二次林が広く残り、そこには哺乳類を始めとする多様な動物が生息しています。一方、近年になりマダケやモウソウチクなどの竹林が急速に広がり次々と樹林が枯死するという現象も生じています。

低山や平地に点在する社叢は、その地域の潜在植生が残されてところが多くあります。西植田町の藤尾八幡神社のイチイガシやツブラジイ、成合町の成合神社のムクノキやエノキなどが自生する代表的な社叢です。社叢には古木や大木が多く、そこに多様な動物も生息していますので、大昔の高松原野を考えるための貴重なサンプルでもあります。

1950年代までの水田地帯のため池や用水路は、水生昆虫、魚類、両生類、爬虫類など多様な水辺の動植物が生息していました。ため池ではヒキガエルの「おたまじゃくし」が群がり、水田ではドジョウやメダカ、マルタニシなどが繁殖していたほどです。それ以後、圃場の構造改善や農業形態などの変化によりそれらの生き物は激減しています。かつて平野部に無数にいたトノサマガエルは、山間部の水田でなければ見ることが出来なくなっています。

また、戦前まで用水路で無数に生息していたミズスマシ、ゲンゴロウ、タガメなどの水生昆虫も姿を消してしまいました。

高松の海岸は自然海岸が激減し、半人工海岸や人工海岸が多くなり、自然に出来ていた干潟や磯などが数少なくなりました。特に干潟は少なくなりました。しかし、残された新川・春日川河口は県内でも有数の干潟があり、ハクセンシオマネキやヤマトオサガニで代表されるカニ類などの底生動物が生息し、多数の鳥類が渡来する貴重な環境となっています。

島嶼部の海岸には貴重な海岸植物が生育していました。しかし、近年になり海浜の環境が悪化し、海岸植物は減少しています。そのようななかで男木島では地元住民によって、数少ないハマボウフウやハマゴウなどの海岸植物の保護に力を入れているほどです。

高松の自然がどう変わっているかは、昔の自然と比べてみなければ分かりません。江戸時代の高松藩の記録によると、初代高松藩主松平頼重は、1642年に現在の塩江町安原音川でアユを700尾、1647年には東八ヶ町から田村町辺りの御坊川でアユ1600尾を捕ったとあります。これらから当時の河川は水量が多く、清流であったことが推測できます。

また、1755年五代高松藩主松平頼恭のとき紫雲山塊周辺で農作物に害をおよぼすイノシシ1568頭、シカ3558頭を3年間で捕獲したという記録があります。さらに、1833年には高松城下の播磨屋加一郎が御坊川の中流（現在の三条町）の水辺でカワウソを生け捕りにしたという記録も残されています。現在、カワウソは県内はもとより四国でも絶滅したのではないかとわれています。

1936年、博物学者の杉山鶴吉氏は、朝日町の海岸で生きた化石といわれるシャミセンガイやカプトガ

二を多数観察しています。現在、これらの動物は高松市の海岸では見られなくなり瀬戸内海からも姿を消そうとしています。以上の数例からでも、昔の高松の自然はいかに豊かであったかが想像できます。

しかし、明治維新、そして第二次世界大戦後から昭和40年代の高度経済成長時代を境にして、高松の自然は負の方向に大きく変化しました。その結果、多くの動植物が姿を消しました。今、私たちはそれらの事実を認識し、生態系に配慮した行動をすれば、回復する自然も多くあると思います。また、高松市には、ひっそりと生き続けている貴重な動植物もいます。

高松の自然は合併により広域になり、より多様化しました。香東川は徳島県境の源流から瀬戸内海に注ぐ河口までの全てが高松市となり、河川全体の生態系を考えるよい機会になりました。私たちには祖先から受け継いだ自然の生態系を保全し、子孫に伝えなければならない責務があります。

3 都市環境

高松市では農地の減少と宅地化の進行による工作物の建築、アスファルト舗装等により自然の基本的な要素である「土」と「緑」が失なわれつつあります。

「土」と「緑」は、都市における温度上昇（ヒートアイランド）という現象の緩和にとどまらず、緑による地球温暖化の緩和、地下水の涵養による水資源の確保と地盤沈下の防止、人にうるおいとやすらぎを与えてくれる空間といったよう私たちを守り、多くのものを私たちに与えてくれる大切なものといえます。

本市の公園の現況は、数の多い街区公園（旧児童公園）は面積的に小さなものが多く、全体としての公園数および市民一人当たりの公園面積とも十分とはいえない状況にあります。

この不足を補うため、河川敷地を利用した広場を確保するとともに、民間の空き地など遊休地を借地し、「ちびっこ広場」を開設するなど、子どもの安全な遊び場づくりに努めています。

さらに、公共施設の緑化を進めるとともに、生け垣による緑化を行う宅地に対し助成金を交付し、民有地の緑化を推進しています。

都市交通に関わる問題については、自動車利用の増大による大気汚染、ガソリン、軽油の使用による地球温暖化、交通の混雑、狭あい道路における危険性の問題などが指摘されています。本市では、駐車・駐輪対策を施策の中心に置いて、違法駐車の防止および自転車等駐車場の整備を進めています。

また、本市では公共工事における環境面への配慮として、最近の取組事例では、サンポート高松において緑地の確保、下水道再生水の利用、海水と大気との温度差による未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムの導入および太陽光の利用などに取り組んでおり、他に歩道の透水性舗装、自然石による護岸、透水性のある水路底等自然環境に配慮した河川改修工事に努めています。

景観関係では、大規模建築物等の届出制度の運用による都市景観づくり、環境美化条例によるポイ捨てなどのごみのない美しいまちづくり、ため池や出水の恵まれた自然景観を有効に活用し、潤いと安らぎのある水辺空間を利用した小公園の整備などを行っています。

また、文化的な遺産を市民共有の財産として、保存・管理に努めるとともに、紹介および活用を図るための諸行事を実施しています。

4 資源の循環的な利用

(1) 廃棄物

一般廃棄物のうち家庭系のごみについては、容器包装リサイクル法（平成7年6月16日法律第112号）の完全施行を受けて平成12年7月から実施した新しい収集体制により、埋立・焼却処理（「破碎ごみ」

「燃やせるごみ」) するごみの排出量が前年比較で約2割減少し、逆に資源物の回収が倍増するという好結果を得ましたが、14年度からやや微増の傾向にありました。

そこで、さらなるごみ減量・資源化等を目的として16年10月から定期収集家庭ごみの有料化を実施し、大きな成果を得ました。

また、国においては、循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)を始めとして相次いで法的枠組みを整備しており現在は大量生産・大量廃棄の時代から大量生産・大量リサイクルの時代に変わりつつあります。

しかし、私たちの生活様式が変わらないままの、現在のごみ減量策は、埋立・焼却処理するごみの中からできるだけ多くのものをリサイクルに回すという方策しか取り得ず、リサイクルをすればするほど、その経費が嵩むといった状況になっています。

(2) 水

平成6年の異常湧水を教訓として、8年3月、節水型都市づくりと水源確保を柱とする「高松市水問題対策に関する基本指針」を策定し、節水意識の啓発を始め、雨水利用、再生水利用等、様々な施策を実施してきました。

その後、限りある資源の有効利用や地球規模での環境問題など、社会経済情勢の変化を受け、本市を取り巻く水問題を改めて検討した結果、15年3月に、水辺や景観、生態系など環境面にも配慮した「高松市水循環健全化計画」を策定し、健全な水循環の創造に努めています。

また、水をめぐる各種施策の効果的な推進を図るため、学識経験者や海・川・ため池・森林・上下水道など、水にかかわる様々な関係者が一同に会する「高松水環境会議」を20年2月に設置し、「水に学び」「水を育み」「明日につなげる」をテーマとした3つのワーキンググループによる調査研究を行うなど、水質、水循環、水資源、森林保全といった水環境の各種課題について、幅広い視点から議論を重ねています。

さらに、本市独自の総合的な水利用・管理のあり方について、学術的・専門的な視点からの調査研究業務を京都大学に委託しており、今後、その結果も踏まえながら、良好な水環境づくりを創出するための方策等について、21年度中に高松水環境会議の提言がとりまとめられる予定です。

5 地球環境保全

年々深刻化している地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少などの地球環境を蝕む現象は、将来の世代にも影響を及ぼす課題であり、国際的に協調して取り組むべき問題となっています。

平成4年6月、ブラジルにおいて人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のため、地球サミットが開催されました。この会議では、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」への署名が開始されるとともに、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」などについての各国の合意がなされ、世界が地球環境保全に向けて行動を開始しています。

また、9年12月には、地球温暖化防止京都会議が開催され、地球の急速な温暖化に歯止めをかけるために世界百数十ヶ国が集まり、温室効果ガスの排出量の削減について討議し、京都議定書が採択されました。その議定書では2008年から2012年までの期間中に、温室効果ガスを1990年の水準より少なくとも5%削減することを目的として、先進各国の削減目標を設定し、我が国は6%の削減を世界に約束しました。

一方、14年8月26日から9月4日まで、南アフリカ共和国において、持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)が開催され、各国首脳の持続可能な開発に向けた意志を示す「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」を採択しました。

さらに、国連の気候変動枠組み条約事務局（ドイツ・ボン）は16年11月18日、ロシアが同日、地球温暖化防止のための京都議定書の批准書を国連に寄託したことを確認、90日後の17年2月16日に同議定書が発効しました。

これに伴い、日本など議定書を批准している先進国30カ国は温室効果ガスの排出量削減目標達成を法的に義務付けられるとともに、排出量取引も法的に認められることになりました。

このような状況の中、本市では、地球環境を保全するため、新しい「高松市環境基本計画」を20年3月に改定し、その中で、地球温暖化の防止を重点施策の1つに掲げ、市民、事業者、行政が、地球温暖化対策を共通の課題として、自らのライフスタイルや社会経済活動を見直し温室効果ガスの排出量削減に一層取り組むため、20年12月に「高松市地球温暖化対策」を策定しました。

また、一事業者・一消費者の立場から、市民や事業者にも率先して、行政活動から生じる環境負荷の軽減に取り組むため、12年3月に「高松市役所における環境行動率先実行計画」を策定するとともに、同計画を、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）に基づく、本市の温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画としても位置付け、地球温暖化対策にも取り組んでいます。

同計画については、その後の近隣6町との合併による施設数や事務事業の増加などにより、新たな目標を掲げるなど、20年6月に同計画を改定し、環境負荷の低減をより一層推進しています。

さらに、市役所として環境に配慮した行政を推進し、「土と水と緑を大切にす環境共生都市たかまつ」を実現するため、市役所本庁舎の事務事業を対象に、ISO14001の認証を13年9月に取得し、19年度からは合併町の6支所にも適用範囲を拡大し、「環境負荷の低減」と「環境保全」の創出に努めているほか、市民の皆さんに日々の生活の中でできる省資源・省エネルギー・リサイクルなどに取り組んでいただくため、「高松市家庭版環境ISO認定制度」を15年10月に創設し、環境にやさしい生活の広がりにも努めています。

なお、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減を目的として、環境負荷の少ない自然エネルギーである太陽光エネルギーの活用促進を図るため、「高松市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度」を創設し、15年度から市内の住宅に太陽光発電システムを設置する市民に対して、補助金を交付しています。

また、20年7月1日からは、市内の事業所等に太陽光発電システム(10kW以上)を設置する事業者（法人等）にもその対象を拡充しました。

第2節 環境保全行政の組織

1 環境問題庁内連絡会議

環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成8年10月1日に「高松市環境問題庁内連絡会議」を設置しました。

また、20年7月には、地球温暖化や水をめぐる各種施策の効果的な推進を図るため、これまでの幹事会を改め、関係課長等で構成する「総務部会」、「温暖化対策部会」、「水環境部会」の3つの部会を設置しました。

高松市環境問題庁内連絡会議の構成

(平成20年4月1日～)

区分	役職名等
会長	副市長(環境部担当)
委員	副市長
	水道事業管理者
	教育長
	市民政策部長
	総務部長
	財務部長
	健康福祉部長
	病院部長
	環境部長
	産業経済部長
	都市整備部長
	消防局長
	教育部長
	市議会事務局長
市職員労働組合委員長	
水道労働組合委員長	

高松市環境問題庁内連絡会議開催状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

開催年月日	協議事項等
H19.11.2	1 環境基本計画(素案)について 2 一般廃棄物処理基本計画(素案)について 3 報告事項 (1) 環境マネジメントシステムの平成18年度取組結果について (2) 高松市役所における環境行動率先実行計画の平成18年度取組結果について (3) 水循環健全化計画の平成18年度事業実績について
H20.5.2	1 環境行動率先実行計画(素案)について 2 平成20年度ISO14001環境マネジメントシステムについて
H20.7.31	1 報告事項 (1) 高松市環境問題庁内連絡会議設置要綱の一部改正について (2) 高松市役所における環境行動率先実行計画の平成19年度取組結果について (3) ISO14001環境マネジメントシステムの平成19年度取組結果について (4) 水循環健全化計画の平成19年度取組結果について 2 水循環健全化計画の平成20年度目標について 3 高松水環境会議のワーキンググループについて

2 環境審議会

高松市環境審議会は、従前の公害対策審議会を発展的に継承して、平成7年9月28日施行の高松市環境審議会条例（平成7年9月28日条例第37号）に基づき、7年11月1日付けで初代委員の委嘱が行われました。その任務は、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する市長の諮問機関です。

審議会は、7年11月16日に市長から環境保全に関する基本的な条例に盛り込むべき内容について諮問を受け、慎重審議の末、8年1月31日にその答申がなされ高松市環境基本条例（平成8年3月27日条例第20号）が制定されました。

その後、高松市環境基本計画、高松市環境美化条例（平成9年3月27日条例第17号）などの策定や制定に関して意見を求めたほか、それらの推進状況ならびに本市の環境行政全般にわたり意見を求めています。その開催状況は次のとおりです。

高松市環境審議会開催状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

開催年月日	審 議 事 項 等
H19.11.16	1 会長および副会長の互選について 2 高松市環境基本計画の改定（案）の諮問について 3 高松市環境基本計画（素案）について
H20.2.21	1 これまでの経過と調査結果について 2 基本計画改定（案）の一部修正について 3 基本計画概要版（案）について 4 基本計画の改訂（案）の答申について
H21.2.16	1 平成20年度版高松市環境白書（案）について

3 廃棄物減量等推進審議会

高松市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第5条の7の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例（平成5年3月25日条例第16号）第17条の規定により平成6年2月に設置されたものです。

一般廃棄物の減量化等の施策をより実効性の高いものとするためには、市民、事業者、行政の三者の理解と協力が特に必要であり、20年度においては、一般廃棄物処理手数料（事業系）の改定とレジ袋等の削減に関する協定書案について意見交換を行いました。

高松市廃棄物減量等推進審議会開催状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

開催年月日	審 議 事 項 等
H19.11.9	1 一般廃棄物処理基本計画の素案について 2 一般廃棄物会計基準（ごみ処理原価）について
H20.2.7	1 一般廃棄物処理基本計画について
H20.7.24	1 会長、副会長の選任について 2 一般廃棄物処理手数料（事業系）の改定について
H20.9.30	1 レジ袋削減等の協定書案について
H21.1.16	1 一般廃棄物処理手数料（事業系）の改定について 2 レジ袋等の削減に関する協定締結状況の報告について

4 産業廃棄物審議会

高松市産業廃棄物審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めるときのあっせんを行う場合および産業廃棄物処理施設の設置

許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例（平成10年12月18日条例第46号）第8条の規定に基づき平成11年5月1日に設置されたものです。

14年11月11日に、市長から「設置許可申請のあった産業廃棄物処理施設の計画が周辺地域の生活環境保全上適正な配慮がなされているか」について諮問を受け、同年11月27日に、特に支障はない旨の答申がなされました。

5 環境プラザ運営協議会

高松市環境プラザ運営協議会は、高松市環境プラザ条例（平成15年7月10日条例第29号）に基づき、平成15年10月11日に設置され、環境プラザにおける各種事業の企画、プラザの運営等について審議するために、設置されたものです。

高松市環境プラザ運営協議会開催状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

開催年月日	審 議 事 項 等
H20. 1 .30	1 会長・副会長の互選について 2 平成19年度事業について 3 平成20年度事業について
H21. 1 .20	1 平成20年度事業について 2 平成21年度事業について

第3節 環境の保全および創造に関する条例

1 環境基本条例

かつての公害を中心とした環境問題は、今日、様相を異にして地球規模の環境問題に見られるように、私たち自身の社会経済活動の在り方、あるいは生活様式の在り方が問われる時代となっています。

そのような、今日的課題に対応していく上での条件整備の一環として、平成8年3月、高松市環境審議会の答申を経た上で、高松市環境基本条例を制定しました。

その内容は、環境の保全および創造に関する理念を定め、市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

2 公害防止条例

本市では、昭和47年4月に公害防止条例を制定し、公害関係法令を補完するとともに、大気汚染や騒音の防止等に対して市独自の規制等を導入することにより、本市の公害防止施策の実施に大きな役割を果たしています。最近では、近隣6町との合併に伴い、合併町内の工場や指定施設の設置者等に対する経過措置を講ずるため、平成17年9月および同年12月に改正を行いました。

3 環境美化条例

本市は、昭和54年9月に「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に高松市環境美化都市推進会議を発足させ、中央通りの一斉清掃をはじめとする各種の環境美化意識の啓発事業を推進してきました。

市民意識調査の中でも「環境美化・リサイクルの促進」に高い関心が示されており、市民モラルの向

上を図り「ポイ捨てしない」美しいまちづくりと容器包装の再資源化を促進する必要から、平成9年3月に、生活環境の保全および創造とまちの美観向上のための市民、事業者、行政の責務と具体的な施策、罰則規定を定めた環境美化条例を制定しました。

なお、近隣6町との合併に伴い、旧町の環境美化に関する条例の規定に違反した者に対してなされた勧告等について経過処置を講ずるため、17年12月に改正を行いました。

また、中央通り等の中心部では、たばこの吸い殻のポイ捨てが依然として後を絶たないことから、これらの区域を「歩きたばこ禁止区域」として指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止する措置を講ずるため、18年3月に条例を改正し、同年6月1日から施行しました。

4 廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成4年7月に抜本的に改正されたことを受け、それまでの高松市廃棄物の処理および清掃に関する条例を全部改正したもので、廃棄物の排出量の増大と質の多様化、不法投棄等の不適正処理の問題等に対応し、将来にわたって適正な処理を維持するため、排出者の責務の明確化、排出の抑制、再生利用の促進等を盛り込み、これら廃棄物処理の体系を具現化するため、整備したものです。

また、近隣6町との合併に伴い、合併町内の一般廃棄物処理に関する経過処置を講ずるため、17年9月および同年12月に改正を行いました。

5 都市公園条例

本市の都市公園の設置および管理についての規定であり、都市公園については都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）によるほか、本条例が適用されます。

内容としては、公園の設置等についての公告規定、公園の管理について公園内での行為を特定し制限するほか、法に基づく占用等の届出、使用料、有料の公園施設の使用、監督処分、指定管理者等を規定しています。

6 緑化条例

本市における緑の保全、回復による緑のまちづくりを推進するため、市、事業者、市民の責務を規定するとともに、緑化計画の策定、緑化街区の指定および緑化協定制度を設け、そのための助成措置を定めるとともに、工場の緑化に関する助言などを規定しています。

7 都市景観条例

都市景観の保全、育成または創造を図ることにより、本市をゆとりとうるおいのある美しいまちにするために、良好な都市景観の形成に関する必要な事項を規定しています。

本条例は、大別して7項目で構成されています。

- (1) 都市景観基本計画
- (2) 都市景観形成地区制度
- (3) 大規模建築物等の届出制度
- (4) 都市景観重要建築物等の保全
- (5) 都市景観まちづくり協議会の認定制度
- (6) 表彰・助成制度
- (7) 都市景観審議会の設置

8 屋外広告物条例

屋外広告物法（昭和24年6月3日法律第189号）の規定に基づき、屋外広告物および屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成もしくは風致の維持と、公衆に対する危害の防止をすることを目的としています。

内容としては、禁止地域、禁止物件、許可地域等の指定による屋外広告物の規制、屋外広告業の登録制度、屋外広告物審議会の設置、罰則などで構成されています。

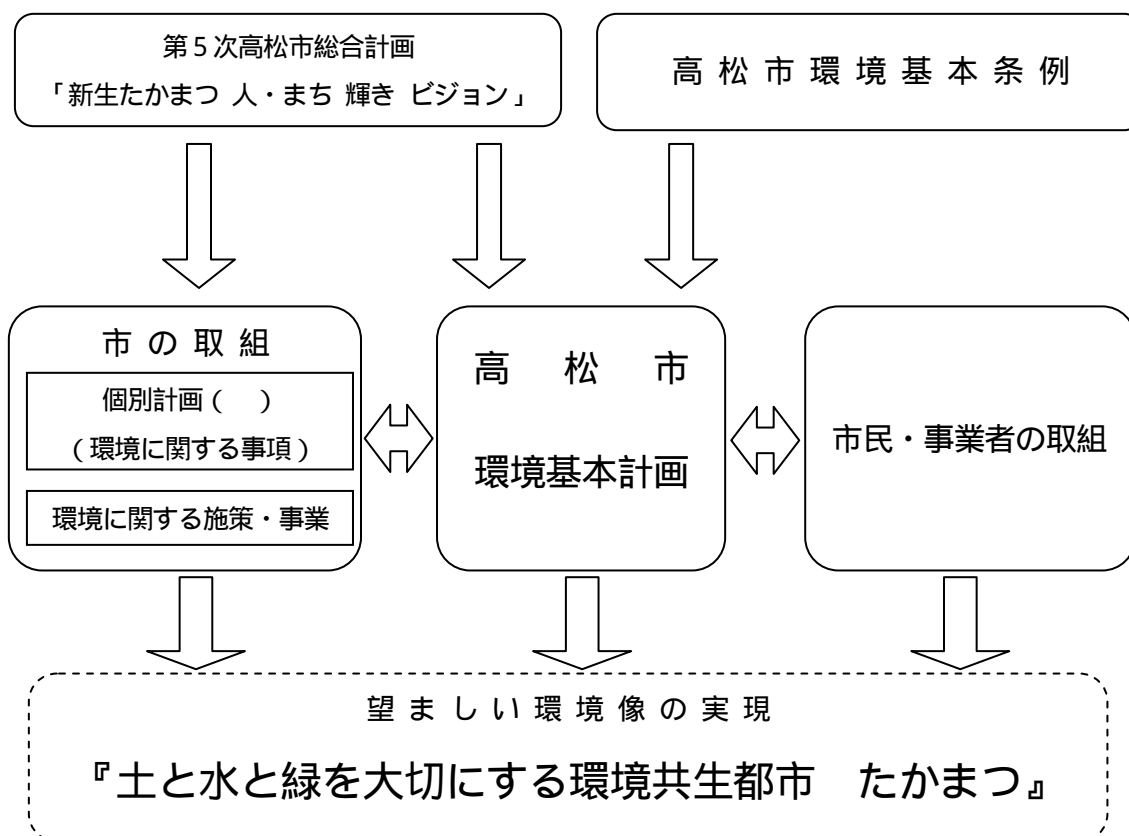
第4節 高松市環境基本計画の基本的事項

1 高松市環境基本計画

(1) 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例に基づく環境行政の基本の計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すもので、市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するための方策として、市の施策と市民・事業者の行動指針を示しています。

また、本市の最上位計画である第5次高松市総合計画「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」の基本構想を具体化する分野別計画として位置付けられています。



その他環境の保全および創造に関する計画について

香川地域公害防止計画，都市環境計画，生活排水対策推進計画，緑の基本計画，都市景観基本計画
一般廃棄物処理基本計画，水循環健全化計画，地球温暖化対策（順不同）

(2) 計画の期間

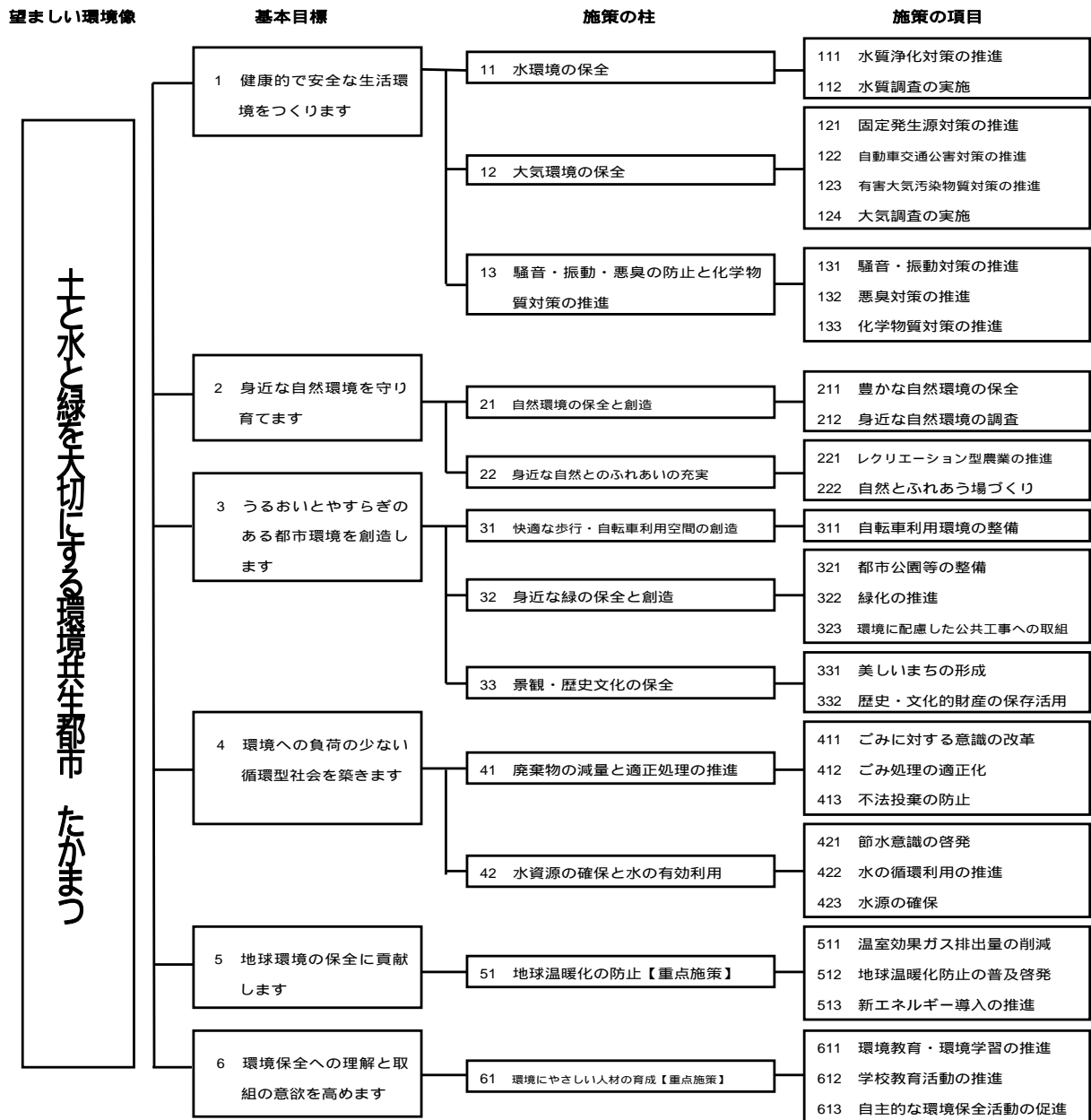
本計画の期間は、第5次高松市総合計画「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」の基本構想期間と同じく、平成20年度から27年度までの8年間とします。

(3) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次に示すように身近な環境から地球環境まで、幅広い意味での環境を対象とします。

- ア 生活環境の保全 (水質, 大気, 騒音など)
- イ 自然環境の保全 (地形地質, 植生, 動物, 自然景観, 森林・里山, 農地など)
- ウ 都市環境の創造 (公園・緑地, 緑化, 都市景観, 文化財など)
- エ 資源の循環的な利用 (廃棄物, 水資源・水循環など)
- オ 地球環境の保全 (地球温暖化, 新エネルギーなど)

(4) 計画の施策体系図



(5) 基本目標

望ましい環境像をより具体化した目標として、次の6つの基本目標を掲げ、その連携と調和を目指します。

また、基本目標は、施策体系における各施策の基本的な方向性を示すものです。

ア 健康的で安全な生活環境をつくります

私たち人間の基本的な権利である健康が保護され、誰もが安心して暮らしていける生活環境にするため、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音、市内河川の水質汚濁を始めとする公害を防止し、生活環境の改善と向上を図ります。

イ 身近な自然環境を守り育てます

海・山・川など、私たちの身近なところにある自然環境を、自然との親しみやふれあいを提供してくれる環境として守り育てます。

ウ うるおいとやすらぎのある都市環境を創造します

地域固有の景観や歴史的環境に配慮しながら、環境への負荷をできるだけ低減するようなまちづくり、生活者の視点を大切にしまちづくりを進め、人が暮らし・活動する場としてのうるおいとやすらぎのある都市環境を創造します。

エ 環境への負荷の少ない循環型社会を築きます

「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」を「循環型社会」に変えるため、「循環型社会形成推進基本法」を始めとするリサイクル関連法体系の整備が進められています。

このような状況を踏まえて、発生したごみを適正に処理するという考え方だけでなく、ごみの減量化や資源の循環的利用に取り組みます。

オ 地球環境の保全に貢献します

近年、大気中の二酸化炭素・メタンなどの温室効果ガスの濃度が上昇し、地球温暖化という地球規模における環境の悪化に直面しています。

これに対応するために、「京都議定書」が採択され、わが国においても温室効果ガスを削減するための取組が進められています。

このことから、本市では各種取組を推進するとともに、市民・事業者・行政が連携して地球温暖化防止に努めます。

カ 環境保全への理解と取組の意欲を高めます

環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を促すため、家庭や地域、職場などでの自主的な環境教育・環境学習を促進するとともに、次代を担う子どもたちが環境への関心を持ち、環境を保全していくことの大切さを学べるよう、学校における環境教育・環境学習などを推進します。

(6) 計画の推進

ア 計画の進行体制

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内組織の環境問題庁内連絡会議において、計画の進捗状況について点検・評価します。

また、市議会や環境審議会に、毎年度、計画の進捗状況等を報告し、意見を伺う中で、実施可能なものは、速やかに対応します。

イ 計画の進捗状況の公表

本市の環境の現状および環境問題への関心と理解を深めていただくため、本計画の各種事業や施

策の進捗状況等を明らかにした「高松市環境白書」を作成し公表するとともに、本市ホームページに掲載します。